

審 査 基 準

令和 元年 7月 8日作成

法 令 名：	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：	第4条第1項
処 分 の 概 要：	自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：	警察署長
法 令 の 定 め：	自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手續等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手續き等）
審 査 基 準：	判断基準が「法令の定め」に尽くされていることから、審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間：	6日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：	各警察署
問 い 合 わ せ 先：	大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係 （電話 097-536-2131 内線5183） 各警察署交通課
備 考：	